

III 參考編

【道路】	歩道等(歩道及び自転車歩行者道)	268	01
	横断歩道	272	02
	横断歩道橋及び地下横断歩道	273	03
	案内標示	274	04
【公園】	出入口	275	05
	園路	277	06
	駐車場	278	07
	案内標示	279	08
【路外駐車場】	出入口	280	09
	車椅子使用者用駐車施設	280	10
	通路	281	11
	階段	281	12
	エレベーター	282	13
【公共交通】	バス車両	283	14
	鉄道車両	285	15
	タクシー車両	286	16
【公共工作物】	案内標識	287	17
	信号機	292	18
	公衆電話所	293	19
	バス停留所	294	20
	タクシー乗り場	295	21
	自動販売機	296	22

■ 基本的な考え方

歩道は、高齢者・障がい者等を含む誰もが安全かつ円滑に利用できるよう、必要な幅員の確保や段差、勾配等に配慮するとともに、目的の場所へ確実に到達できるよう、通行動線の連続性の確保にも配慮する必要があります。

■ バリアフリー整備基準の解説

<バリアフリー整備基準>

項目	解 説	図番号
歩道	●歩道等は車道とは、縁石、植樹帯、さく等で分離する。	【図 1】
◎幅員	<ul style="list-style-type: none"> ●幅員は、200 cm以上とすること。ただし、自転車歩行者道については、300 cm以上とする。 ●幅員 200 cm(自転車歩行者道については幅員 300 cm)は車いす使用者が円滑にすれ違いできる寸法である。 ●電柱等の設置の際には、できるだけ歩道の幅員を狭めないようにする。 ●車両の乗り上げや不法占拠物によって幅員が狭められないように、車止めやPRシートを設置する。 	【図 1】 【図 2】
◎床面	●平坦とし、滑りにくく、かつ、水はけのよいものとする。	
◎段の解消	<ul style="list-style-type: none"> ●歩道等と車道とが接続する部分で歩行者が通行する部分は、車いす使用者が通行する際に支障となる段を設けない。 ●切下げ、擦り付け、車いす対応縁石等を行う。 	
◎傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> ●高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・勾配(又は擦り付け)は 1/20 を超えない。 ・表面は、滑りにくく、かつ、水はけのよいものとする。 ●横断勾配は、1/100 を超えない。 	【図 3】
◎溝ふた	●歩道等内に排水溝等を設ける場合には、当該排水溝等にふたを設けて、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造のものとする。	
◎ 点状ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> ●歩道等が交差点又は横断歩道で車道と接続する部分、立体横断施設の昇降口に接する部分その他障害物を回避させるなどの注意を喚起する必要のある部分には、点状ブロック等を敷設する。 ●周囲の床材と識別が困難となる場合を除き、黄色のものとする。 ●点状ブロック及び線状ブロック等の敷設の際には、障がい者団体等の意見を参考にする。 	
◎ 卷込部 切下げ部分	●歩道等の巻込部や横断歩道箇所では、切下げ部分と車道との段差は 2 cm(段差の 2 cmは、視覚障がい者が歩道と車道の境界を認識でき、かつ、車いす使用者が通過できる高さである。)を標準とし、切下げ部分は水平区間を 150 cm以上確保する。また、排水処理についても配慮する。	【図 3】

図1 幅員の考え方

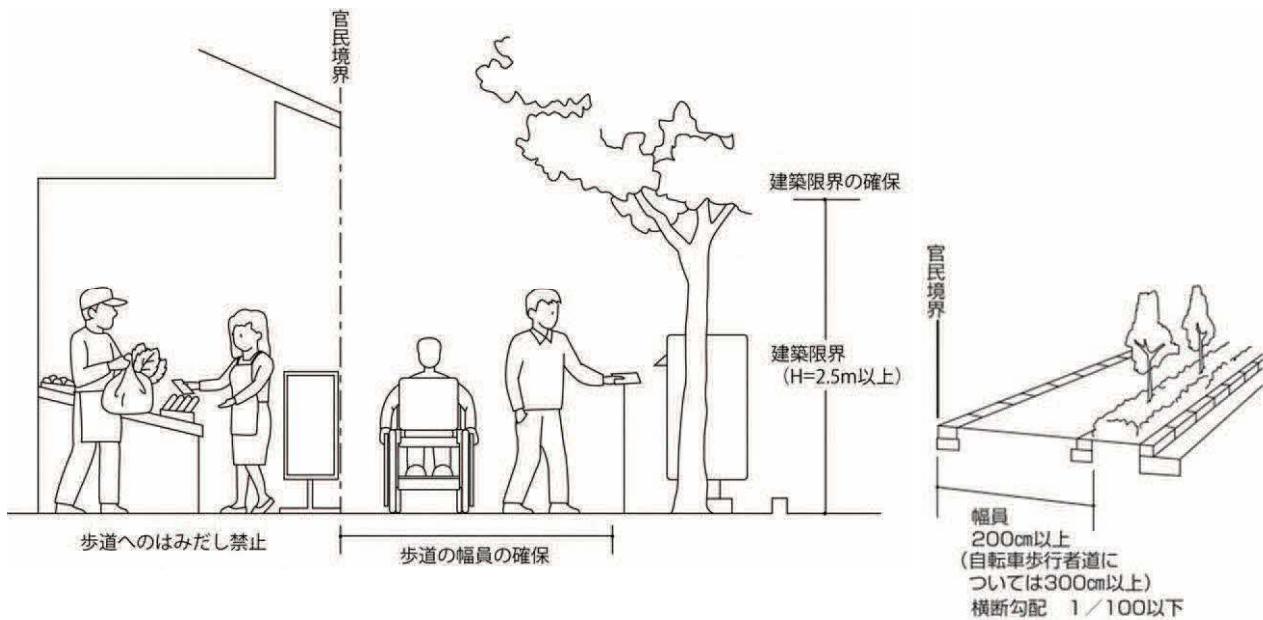
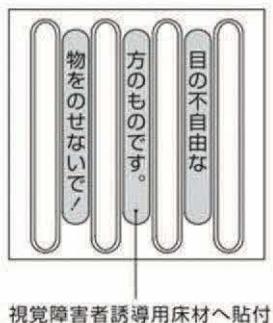
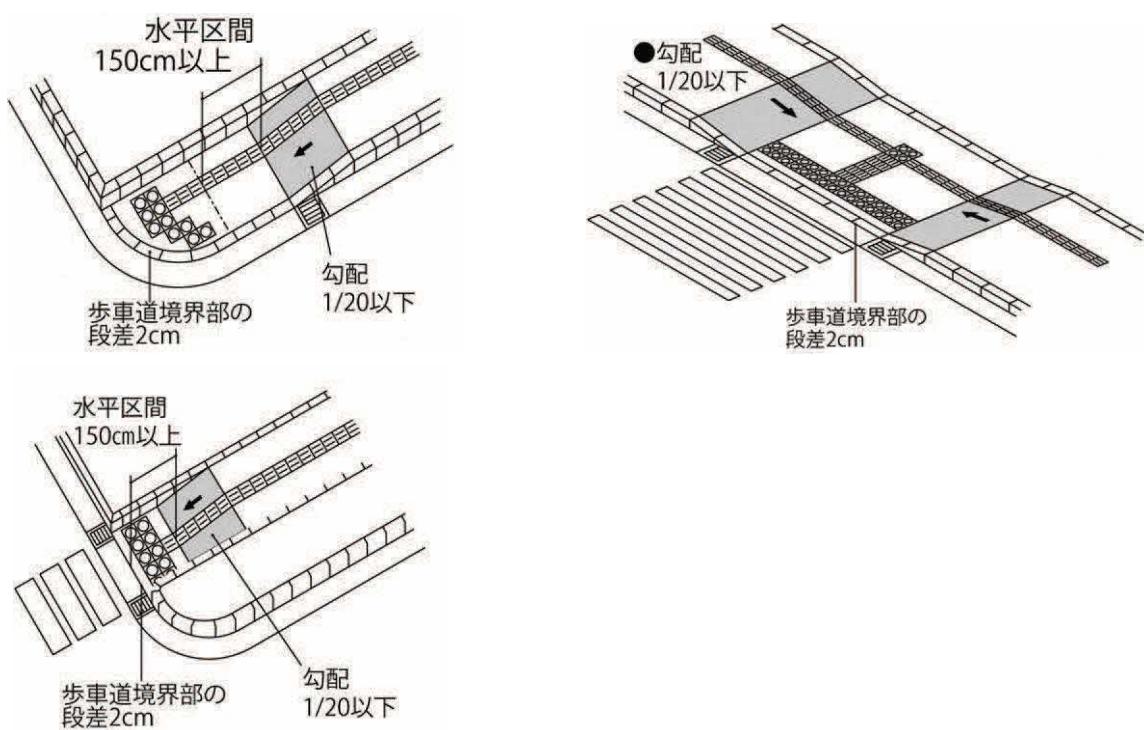


図2 PRシートの例



視覚障害者誘導用床材へ貼付

図3 歩道等の巻込部・横断歩道の切り下げ部分



参考 歩道等と車道とが接続する部分の整備事例

車いす対応縁石への交換



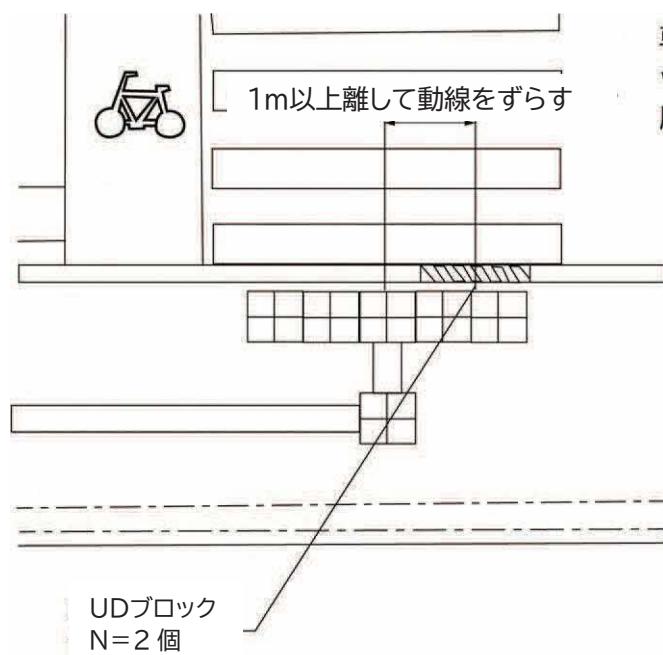
縁石の加工



舗装の擦り付け



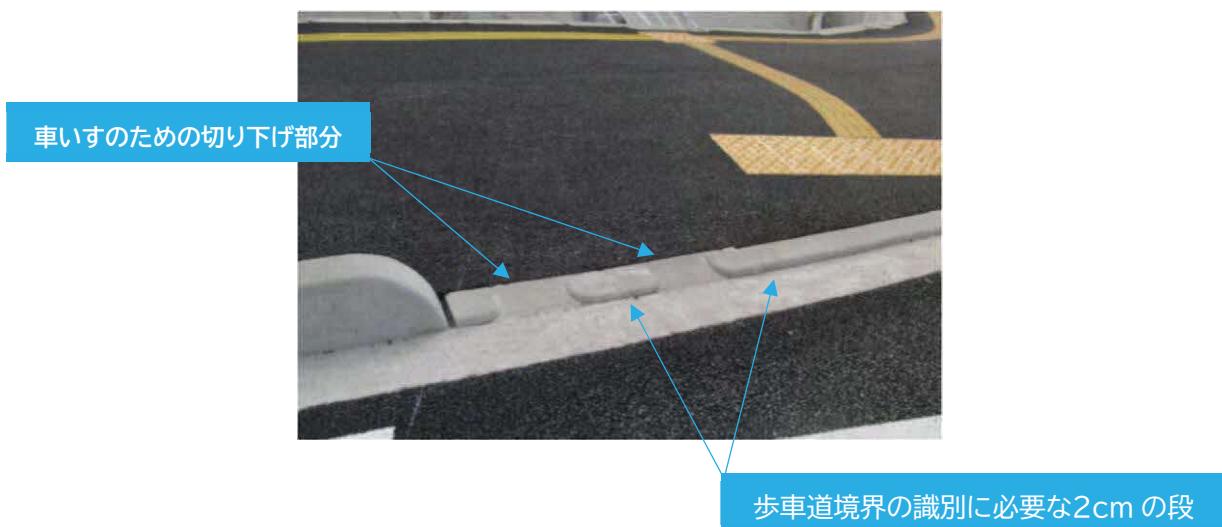
参考 車いす対応縁石の配置例



車いす対応縁石の中央は、視覚障害者用誘導ブロックの中心に対し、1m以上離して設置することを原則とする。

車いす対応縁石

視覚障がい者の安全かつ円滑な通行のためには、歩道と車道の境界を識別する手がかりとして歩道と車道の境界部に2cmの段差を設けることとしているが、車いす使用者、高齢者等の安全かつ円滑な通行のためには、段差がないことが望ましいため、車いすの車輪の通行部分の縁石の表面に勾配を付けて段差を無くす構造とします。



(参考)

鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例 平成25年3月26日 鳥取県条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号)第30条第3項及び第45条第3項並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「移動等円滑化法」という。)第10条第1項の規定に基づき、県道の構造の技術的基準及び移動等円滑化のために必要な基準並びに県道に設ける道路標識の寸法を定めるものとする。

～ 中略 ～

(移動等円滑化のために必要な構造の基準)

第7条 県道の構造に関する移動等円滑化のために必要な基準は、別表第2のとおりとする。

別表第2(第7条関係)

(区分)歩道等

(基準)11

横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、視覚障がい者の移動等円滑化のために2センチメートルの段差を設けるとともに、車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が通行しやすいようその一部について段差を設けないことを標準とすること。また、当該段差に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が円滑に転回できる構造とすること。

■ 基本的な考え方

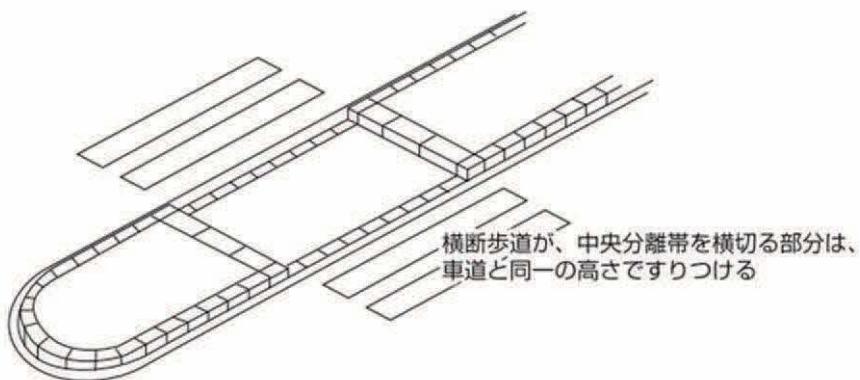
横断歩道は、高齢者・障がい者等を含む誰もが安全かつ円滑に道路を横断できるよう、適切な構造とする必要があります。

■ バリアフリー整備基準の解説

<バリアフリー整備基準>

項目	解 説	図番号
◎擦り付け	●横断歩道が、中央分離帯を横切る部分は、車道と同一の高さで擦り付ける。	【図1】

図1 中央分離帯の擦り付け例



■ 基本的な考え方

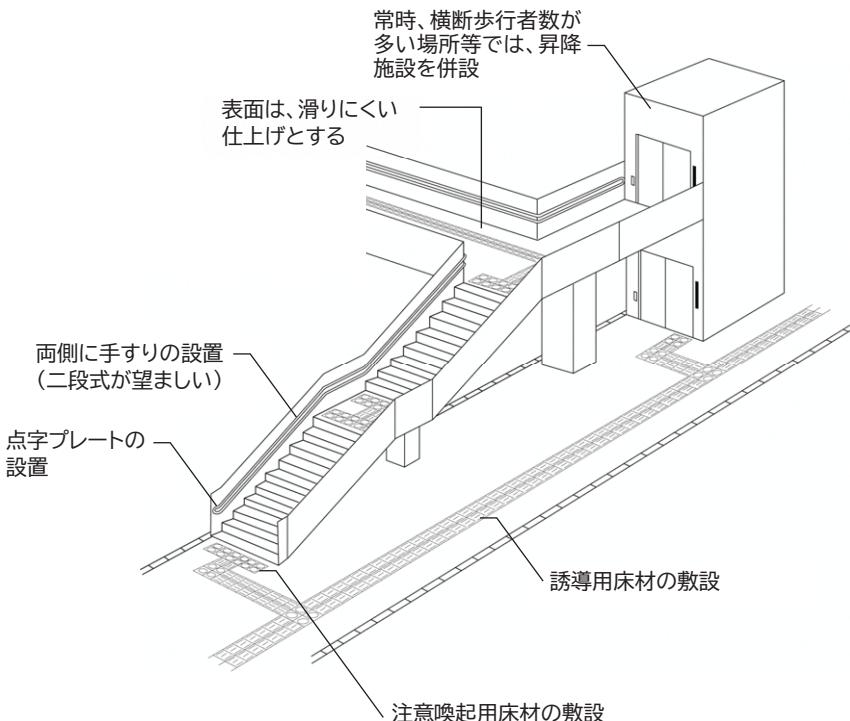
横断歩道橋や地下横断歩道などの立体横断施設は、交通事故防止や円滑な交通を確保する上で有効であるため、高齢者・障がい者等の安全性を確保するとともに、利用しやすく、負担の少ない構造とする必要があります。

■ バリアフリー整備基準の解説

<バリアフリー整備基準>

項目	解 説	図番号
◎階段	●階段は、回り段としない。 ●その他、階段の仕様等については、建築物の「04 階段」に定める基準に準じる。	
◎手すり	●階段、傾斜路及び踊場には、両側に手すりを設ける。 ●手すりの端部及び曲がり角等の要所には、現在位置などの点字プレートを設置する。	【図1】
◎床面	●表面は、滑りにくい仕上げとする。	
◎ 点状ブロック等	●立体横断施設の階段、傾斜路の踊場及び昇降口に面する歩道には、必要に応じて視覚障がい者用誘導ブロックを敷設する。	【図1】
◎昇降機等	●常時、横断歩行者数が多い場所等では、高齢者・障がい者等の利用を考慮して、エレベーター・エスカレーターなどの昇降施設を併設する。	【図1】

図1 立体横断施設(横断歩道)の整備例



■ 基本的な考え方

目的の場所に安全かつ確実に到達するために必要な情報やまちの暮らしに役立つ情報などを、高齢者・障がい者等を含む誰もが便利で安全に見ることができるよう配慮する必要があります。

■ バリアフリー整備基準の解説

<バリアフリー整備基準>

項目	解説	図番号
◎記載内容	●文字や記号は、大きさやわかりやすさに配慮する。	
◎標示板	●標示板は、視覚障がい者等の歩行を妨げることのないように設置する。	
◎案内標識	●公共工作物の「17 案内標識」を準用する。	

■ 基本的な考え方

公園の出入口は、地形的な条件を十分に考慮しながら、高齢者・障がい者等が支障なく出入りできるよう、必要な内法の確保や段差等に配慮する必要があります。

■ バリアフリー整備基準の解説

<バリアフリー整備基準>

項目	解 説	図番号
◎ 出入口の有効幅	<ul style="list-style-type: none"> ●1以上の出入口は、内法を120cm以上とし、150cm以上の水平面を確保する。(地形等やむを得ない場合は内法90cm以上とすることができる) ●幅120cmは人が横向きになれば車いすとすれ違え、松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法である。 	【図1、2】
◎ 床面	<ul style="list-style-type: none"> ●平坦とし、滑りにくく、かつ、水はけのよいものとする。 	【図1、2】
◎ 段差の解消	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 ●切下げ、擦り付け等を行う。 	【図1】
◎ 車止め柵	<ul style="list-style-type: none"> ●車止め柵を設ける場合においては、その間隔は90cm以上とする。 ●幅90cmは車いすが通過しやすい寸法である。 	【図1、2】
◎ 傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> ●出入口に高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・勾配は、1/12以下とする。 ・表面は、滑りにくく、かつ、水はけのよいものとする。 	【図2】

図1 出入口の整備例

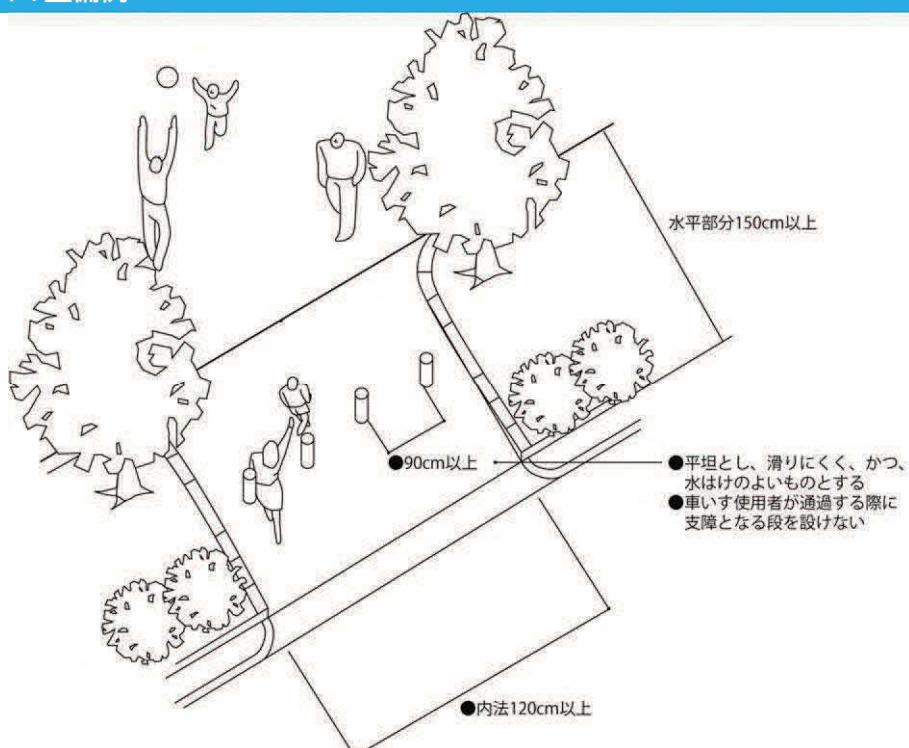
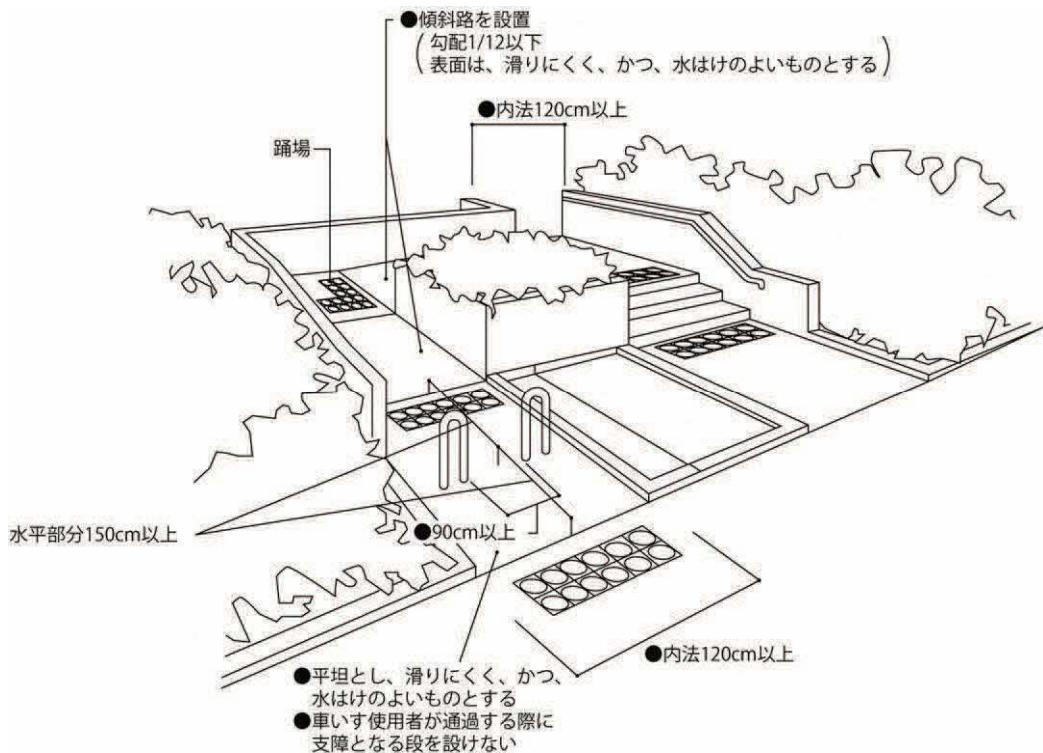


図2 出入口の傾斜路の整備例



■ 基本的な考え方

主要な園路は、敷地の形状を考慮しながら、高齢者・障がい者等が支障なく通行できるよう、必要な幅の確保や勾配、路面の仕上げ等に配慮する必要があります。

■ バリアフリー整備基準の解説

<バリアフリー整備基準>

公園の「05 出入口」に規定する構造を有する出入口と接続する1以上の主要な経路となる園路は、次に定める構造とし、高齢者、障害者等が円滑に移動できるよう連続性の確保に努める必要がある。

項目	解説	図番号
◎有効幅	●幅は、180 cm以上とする。(地形等やむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m 以内ごとに車いすが転回できる広さの場所を設けた上で、120 cm以上とすることができる)	【図1】
◎床面	●平坦とし、滑りにくく、かつ、水はけのよいものとする。 ●園路を横断する排水溝等を設ける場合には、当該排水溝等にふたを設けて、つえ及び車いすの車輪等が落ちない構造とする。	
◎勾配	●縦断勾配は1/20以下とする。(地形等やむを得ない場合は、1/12以下とすることができる) ●横断勾配は1%以下とする。(地形等やむを得ない場合は、2%以下とすることができる)	
◎転落防止対策	●転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロック等を適切に組み合わせた転落を防止した設備を設ける。	
◎段差の解消	●切下げ部分等に生じる段差は、2 cm以下とする。	
◎階段	●手すりは両側に連続して設け、また、階段の幅が300 cm以上の場合には中間にも設ける。 ●階段の両側には、立ち上がり部が設けられている。 ●階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。	【図1】
◎傾斜路	●幅は120cm以上とする。(階段に併設する場合は、90cm以上とすることができます) ●縦断勾配は1/12以下とする。 ●横断勾配は設けない。 ●高さが75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける。 ●手すりは両側に設ける。(地形等やむを得ない場合は、この限りでない) ●傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられている。	

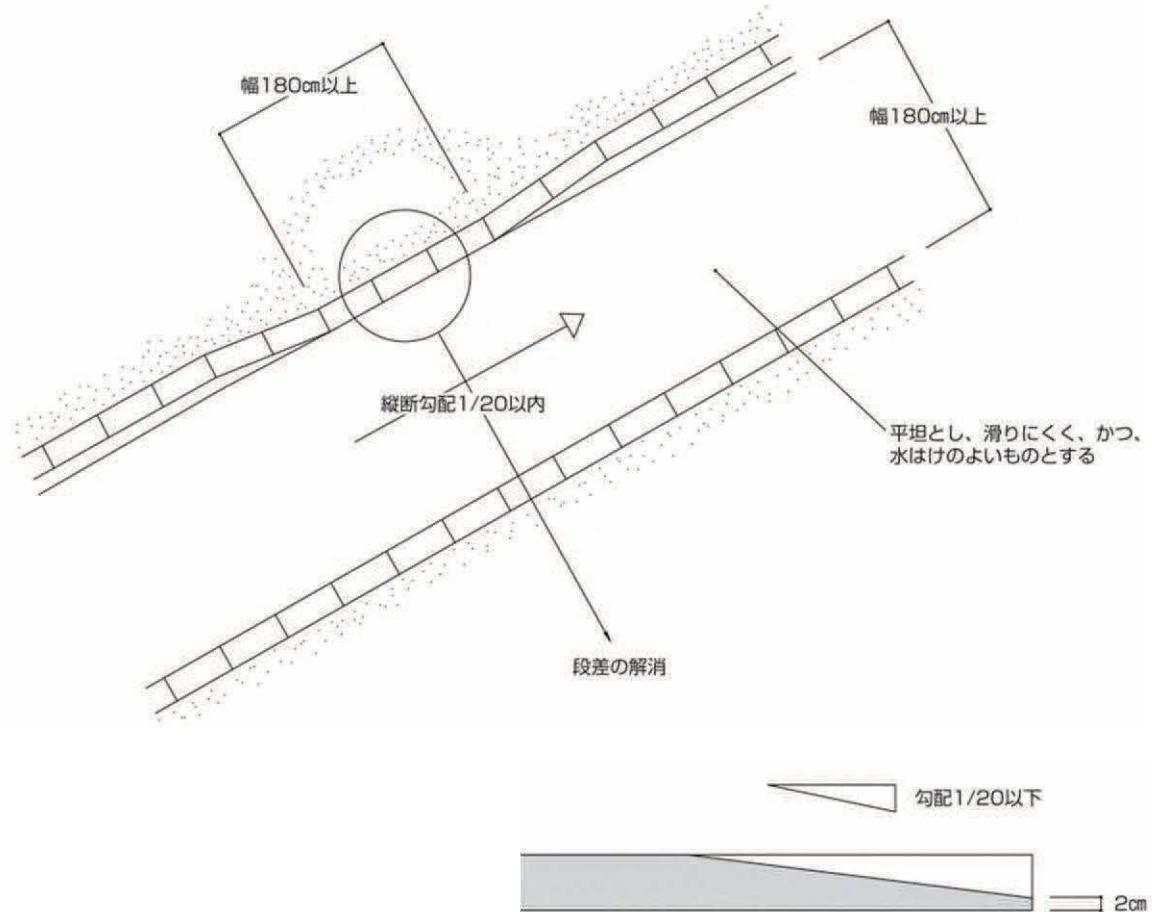
図1 主要な経路となる園路の整備例

園路

06

07

駐車場



07 【公園】駐車場

基本的な考え方 建築物の「12 駐車場」に準じる。

整備基準 建築物の「12 駐車場」に準じる。

■ 基本的な考え方

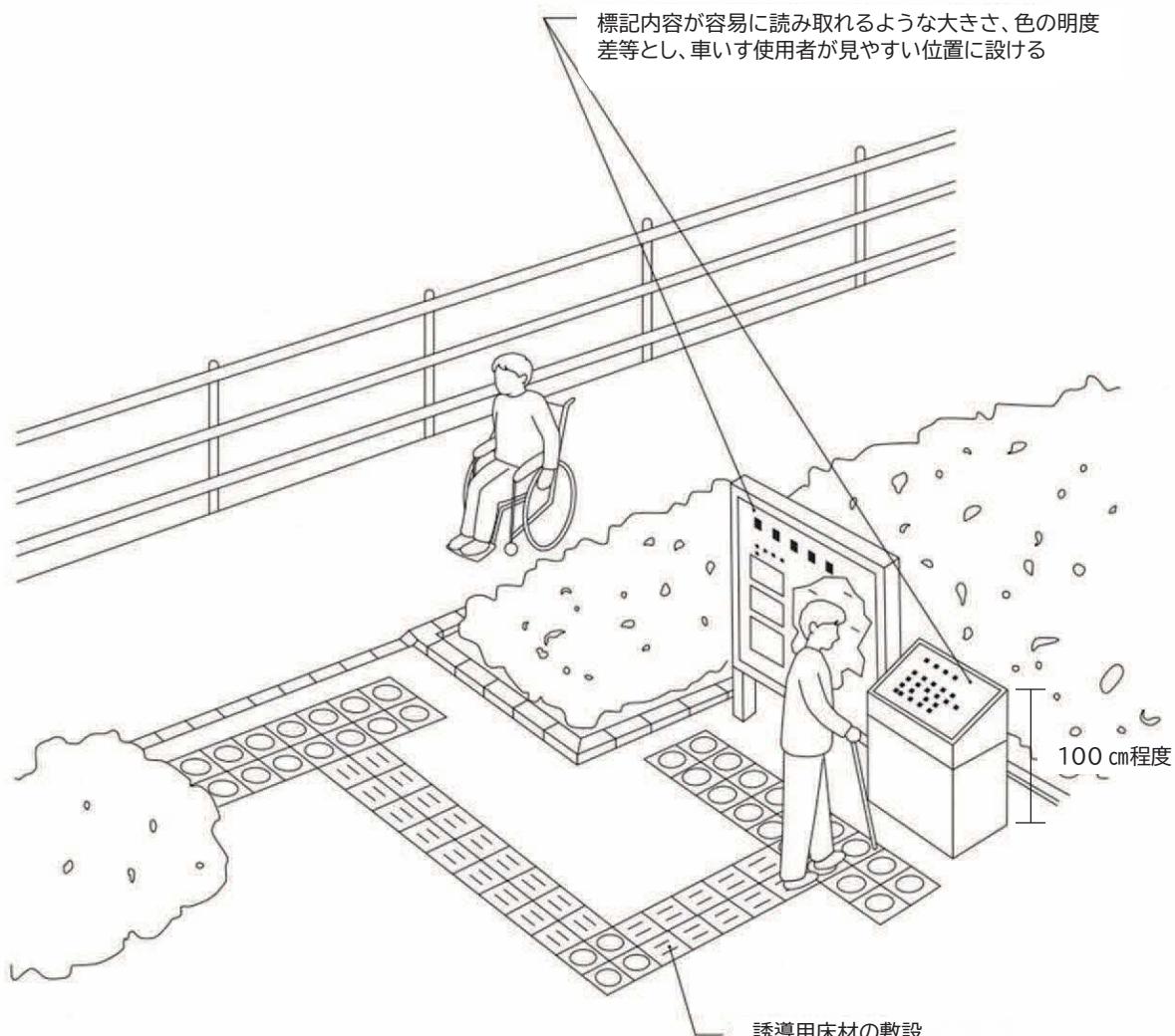
公園内の案内板や標識は、利用者の円滑な移動を誘導する有効な手段であり、わかりやすく適切な位置に設置するとともに、高齢者等が利用可能な施設にはその旨を表示する必要があります。

■ バリアフリー整備基準の解説

<バリアフリー整備基準>

項目	解説	図番号
◎設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ●案内板は、標記内容が容易に読み取れるような大きさ、色の明度差等とし、車いす使用者が見やすい位置に設ける。 ●公共工作物の「17 案内標識」を準用する。 	【図1】
◎標識	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者等が利用可能な公園の施設には、その旨を表示する。 ●公共工作物の「17 案内標識」を準用する。 	

図1 案内標識の整備例



■ 基本的な考え方

自動車は高齢者・障がい者等にとって有効な移動手段となるため、路外駐車場の出入口は、高齢者・障がい者等が支障なく容易に通過できる必要があります。

■ バリアフリー整備基準の解説

<バリアフリー整備基準>

項目	解 説	図番号
◎出入口	<ul style="list-style-type: none"> ●直接地上へ通ずる出入口のうち、1以上の出入口(歩行者の出入口)は、次に定める構造に準じたものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 幅は、内法を 80 cm以上とする。 ✓ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とする。 ✓ 車いす使用者が通過する際に、支障となる段を設けない。 	

■ 基本的な考え方

自動車は高齢者・障がい者等にとって重要な移動手段であることから、車いす使用者用駐車施設の確保が必要です。

■ バリアフリー整備基準の解説

<整備基準>

項目	解 説	図番号
① 車椅子使用者用駐車施設	<ul style="list-style-type: none"> ●路外駐車場には次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設から路外駐車場の「09 出入口」に定める構造の建築物の出入口に至る路外駐車場の「11 通路」に定める構造の通路の距離ができるだけ短くなる位置に設ける。 ✓ 幅は、350 cm以上とする。 ✓ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示する。 	

■ 基本的な考え方

車いす使用者用駐車施設から路外駐車場の出入口に至る通路は、高齢者・障がい者等を含む誰もが安全かつ円滑に通行できる必要があります。

■ バリアフリー整備基準の解説

<バリアフリー整備基準>

項目	解説	図番号
◎通路	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者用駐車施設から、路外駐車場「09 出入口」に定める構造の出入口に至る経路(車路を含む。)は、次に定める構造とする。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 幅は、120 cm以上とする。 ✓ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 	
◎傾斜路等	<ul style="list-style-type: none"> ●通路に高低差がある場合には、建築物の「11 敷地内通路」の一般基準③傾斜路及び移動等円滑化経路の基準⑤傾斜路に定める構造の傾斜路及びその踊場を設ける。 	
◎溝ふた	<ul style="list-style-type: none"> ●通路及び傾斜路等に規定する傾斜路及びその踊場を縦断し、又は横断する排水溝がある場合には、当該排水溝等にふたを設けて、つえ及び車いすの車輪等が落ちない構造のものとする。 	

通路

11

12

階段

整備基準

建築物の「04 階段」に準じる。

基本的な考え方

建築物の「04 階段」に準じる。

■ 基本的な考え方

車いす使用者用駐車施設を直接地上へ通ずる出入口がない階に設ける場合はエレベーターを設置し、高齢者・障がい者等が安全かつ円滑に操作して移動できるよう、案内や表示などにも配慮する必要があります。

■ バリアフリー整備基準の解説

<バリアフリー整備基準>

項目	解説	図番号
◎停止階	●路外駐車場「10 車椅子使用者用駐車場」に定める車椅子使用者用駐車施設を、直接地上へ通ずる出入口がない階に設ける場合には、かごが当該階に停止するエレベーターを設ける。	
◎ エレベーター	●停止階に規定するエレベーターは建築物の「06 エレベーター」の建築物移動等円滑化基準を準用する。	

■ 基本的な考え方

バス車両は、高齢者・障がい者等を含む誰もが安全かつ快適に利用できるよう、構造や設備等に配慮することが望されます。

■ バリアフリー整備基準の解説

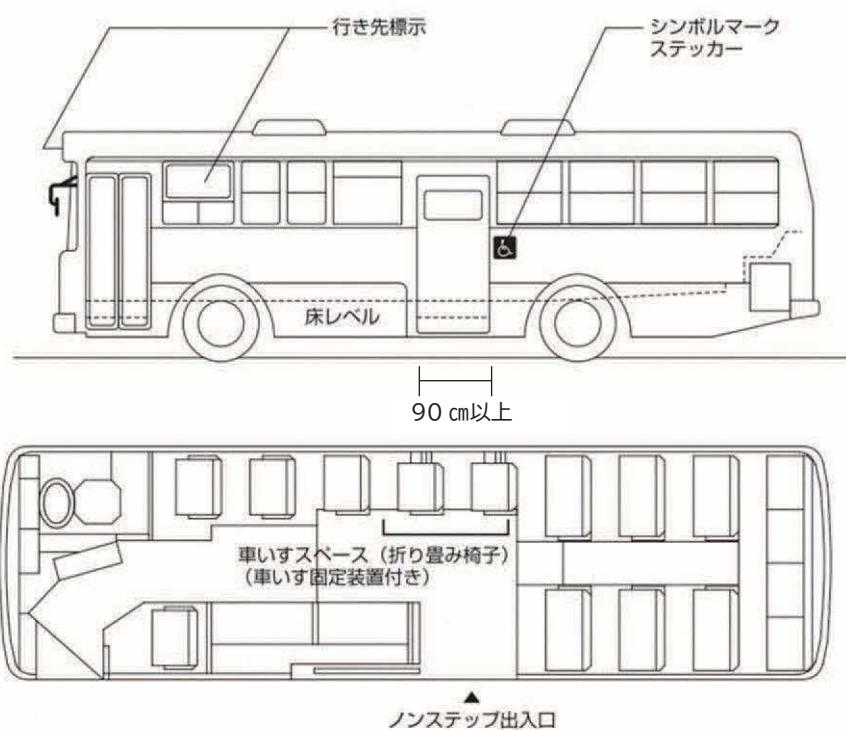
<バリアフリー整備基準>

項目	解 説	図番号
◎配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ●車両は、低床化を図ることが望ましい。 ●乗降口の幅員は 90 cm以上確保する。 ●車いすを利用したまま乗車できるよう、車内に車いす固定スペースや車いす用ステップを設置する。 ●乗降口付近に高齢者等への優先席を確保するとともに、降車合図ボタンを押しやすい位置に設置する。 ●車両内のドアの位置に、開閉を知らせる信号音を設置する。 ●乗車前には行き先・運行系統を、乗車中には次の停留所名等を放送する設備や次の停留所名を文字標示する設備等を設置し、案内を充実する。 ●車両の前面及び側面には、大きく見やすい文字で行き先標示を行う。 ●つり革はできるだけ避け、体を支えやすいつり下げ式の握り棒とすることが望ましい。 	【図 1】

図 1 バス車両の例

14

バス車両



高齢者、障がい者等に配慮したバスの例

【ノンステップバス】

床の高さは概ね 30 cm であり、従来のバスに比べて 50~60 cm 低く、床面までのステップをなくしてある（ノンステップ化）。更に停留所に着くと斜体を支えている空気圧を抜いて傾く（ニーディング）ため、停留所側が更に低くなり、高齢者、障がい者等が安全かつ容易に乗り降りできます。

【ワンステップバス】

床の高さは概ね 55 cm であり、床面までのステップを1段としています。

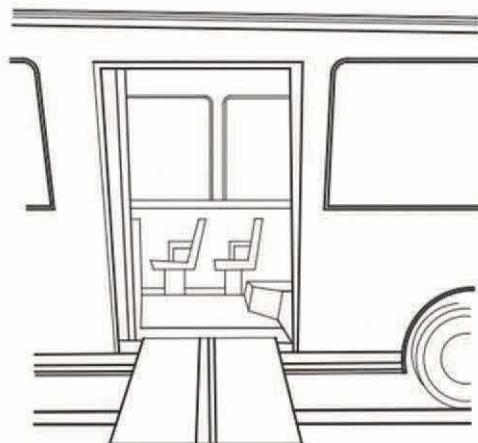
【スロープ付きバス】

車両内床面と道路の床面との間に板を渡すことにより、車いすの乗降を行う。このスロープ板は通常床下に格納されており、引き出して使用する。スロープ板の傾斜がきついと乗降が困難なため、低床化バス（ノンステップバス・ワンステップバス）と組み合わせて利用されることが多いです。

【リフト付きバス】

車いすで乗降ができるリフトを装着している。通常はステップの形状に折りたたみ、リフトとして使用するときはこれを展開して使用します。

ノンステップバスの例



■ 基本的な考え方

鉄道車両は、高齢者・障がい者等を含む誰もが安全かつ快適に利用できるよう、構造や設備等に配慮することが望されます。

■ バリアフリー整備基準の解説

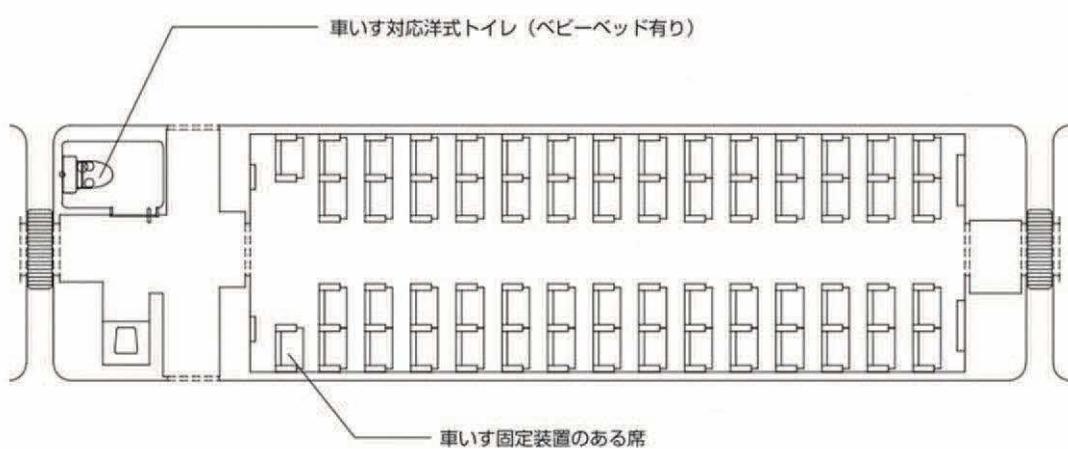
<バリアフリー整備基準>

項目	解 説	図番号
◎配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ●乗降口付近や通路など、車両内に段差を設けないことが望ましい。 ●乗降口の幅員は 120 cm以上確保する。 ●車両内通路の幅員は 80 cm以上確保する。 ●車いす設置スペースを確保するとともに、車いす使用者が握りやすい位置に手すり又は握り手などを設置する。 ●乗降口付近に高齢者等への優先席を確保する。 ●車両内のドアの位置に、開閉を知らせる信号音を設置する。 ●次の停車駅名・扉の開閉する側等を乗車中に放送する設備や文字標示する設備等を設置し、案内を充実する。 ●車両の側面等には、大きく見やすい文字で行き先や号車番号などの標示を行う。 ●車いす使用者用トイレを設置することが望ましい。 ●つり革はできるだけ避け、体を支えやすいつり下げ式の握り棒とすることが望ましい。 	【図 1】

図 1 鉄道車両の例

15

鉄道車両



■ 基本的な考え方

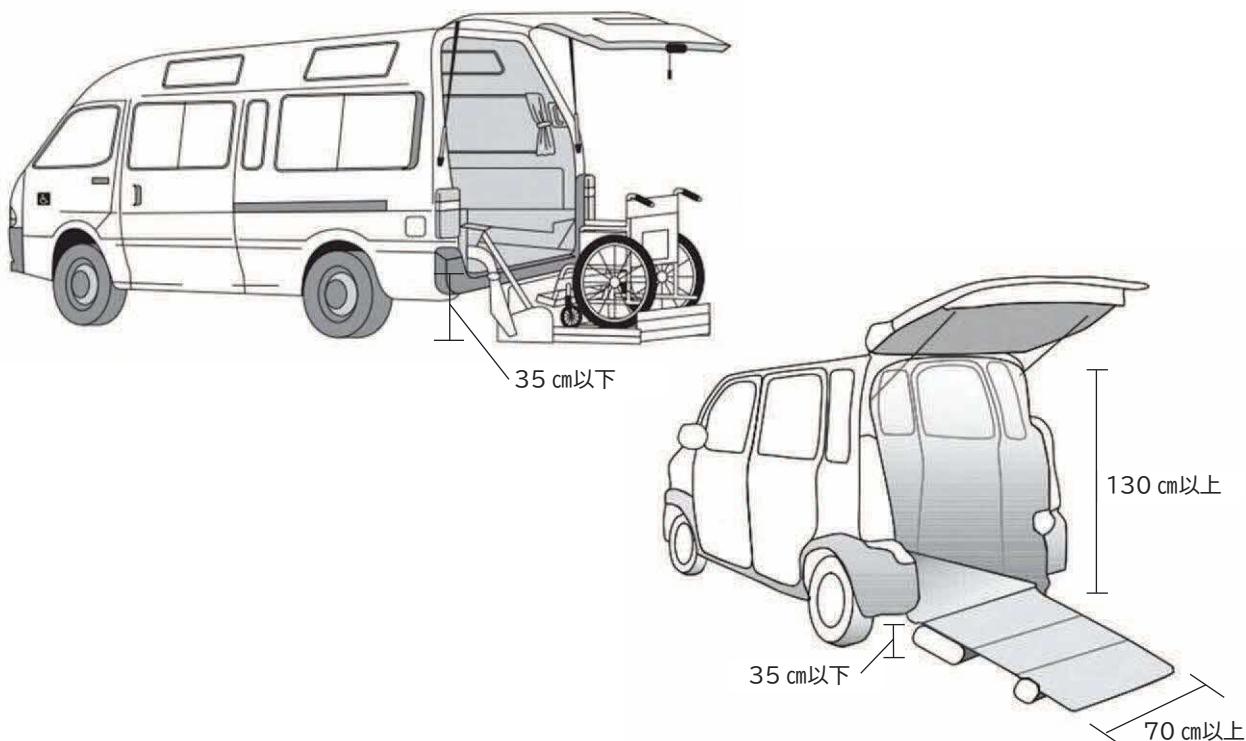
一般的の交通手段での移動が困難である高齢者・障がい者等が利用しやすいタクシー車両の導入が望まれます。

■ バリアフリー整備基準の解説

<バリアフリー整備基準>

項目	解説	図番号
◎ リフト付き タクシー	●車いすのまま乗車できる、又は体を寝かせたままストレッチャーにより乗車できる、リフト付きタクシーを導入することが望ましい。	
◎ ユニバーサル デザインタク シー	●ユニバーサルデザインタクシーを導入することが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 車いす設置スペースを1以上確保するとともに、車いすを固定する設備を整備する。 ✓ 乗降口の1カ所は、スロープなど車いす使用者の乗降を円滑にする設備が備えられており、その幅は70cm以上、高さは130cm以上確保する。 ✓ 車いすの乗降口を除く乗降口の地上高は、35cm以下を確保する。 ✓ 乗降口に補助ステップ等を設置する場合は、2段以内とし、段の高さが26cm以下、奥行15cm以上確保する。 ✓ 乗降口又安全確保のために、乗降口又はその周辺に手すり等を設置はその周辺に手すり等を設置する。 	【図1】

図1 ユニバーサルデザインタクシーの例



■ 基本的な考え方

案内標識は、目的の場所に安全かつ確実に到達するための誘導や位置確認などの役割を担うため、高齢者・障がい者等を含む誰もが見やすく理解しやすいように、高さや文字の大きさ、色等に配慮するとともに、通行の支障とならない位置に設けることが望まれます。

■ バリアフリー整備基準の解説

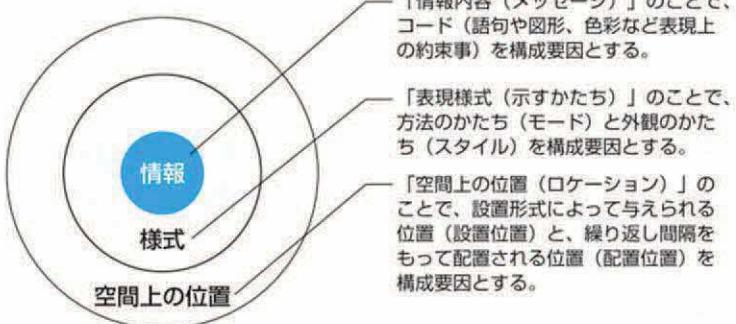
<バリアフリー整備基準>

項目	解 説	図番号
◎案内標識	<ul style="list-style-type: none"> ●吊り下げ式や上部突出式の場合、通行の妨げにならないよう、下端の寸法を十分に配慮する。 ●案内用の図記号は、外国人など共通の言語を持たない人への情報提供や文字では判読できない距離からの視認化を図るため、統一的なピクトグラムを用いることが望ましい。 ●言語による情報提供を行う場合は、日本語の他に外国語標記(固有名詞等翻訳できないものはヘボン式ローマ字)を行うことが望ましい。 ●案内標示の大きさ等を検討する際の視力は、1人で出歩ける高齢者の大半を対象にすることができる 0.5 程度とする。 ●表示書体は、角ゴシック体の視認性が優れている。また、視認性から、遠・中距離には太ゴシック、近距離には中ゴシック等が望まれる。 	【設計編 13 標識】
◎案内板	<ul style="list-style-type: none"> ●構内出入口及び建築物の出入口付近に設置し、建物の概要をわかりやすく示す。また、車いす使用者にも見やすい高さに設置する。 ●文字などをできるだけ大きくし、色の対比などにも配慮する。 	
◎ 誘導・指示用 標識	<ul style="list-style-type: none"> ●駐車場・出入口・ホール・階段・便所などには、目的地に安全かつ確実に到達できるように誘導したり、危険な箇所を知らせる標識を設置する。 	
◎表示用標識	<ul style="list-style-type: none"> ●階段・部屋の出入口などには、現在位置を確認するための標識を設置する。 	

【参考：サインの計画原則と表現原則】

サインを計画する上で必ずチェックしなければならない原則として、「計画三要素」と「表現五原則」がある。

〈サインの計画三要素〉



〈情報表現の五原則〉



【参考：原則的な情報ニーズと基本的なサイン機能種別】

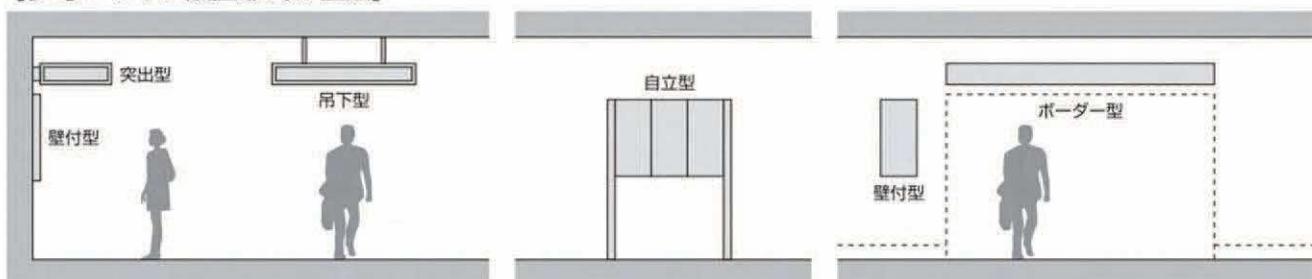
行動の種類	原則的な情報ニーズ		情報ニーズに 対応する基本的な サイン機能種別
	(行動に必要な情報概念)	(行動に必要な情報内容)	
移動	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 現在位置 移動経路 目的施設位置 </div> <div style="text-align: center;"> 全体的な関係性 </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 施設の方向を指示する情報 </div> <div style="text-align: center;"> 施設の位置を告知する情報 </div> <div style="text-align: center;"> 位置の関係を図解する情報 </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 誘導サイン </div> <div style="text-align: center;"> 位置サイン </div> <div style="text-align: center;"> 案内サイン </div> </div>
行為・操作	行為・操作の必要条件・付帯条件	条件を説明する情報	説明サイン
行動規制	禁止・注意・指示等の通告	行動を規制する情報	規制サイン

【参考：利用者に対応する設備手法】

情報理解能力による 利用者の区分	対応する設備手段		
	視覚案内	音声案内	触覚案内
視覚障害者	△	○	○
聴覚障害者	○		
高齢者	○	△	
健常者	○	○	
車イス使用者	○	○	
外国人	○		

○:コミュニケーション可能 △:程度によりコミュニケーション可能

【参考：サイン設置形式の種類】



【参考：サイン機能種別と設置形式】

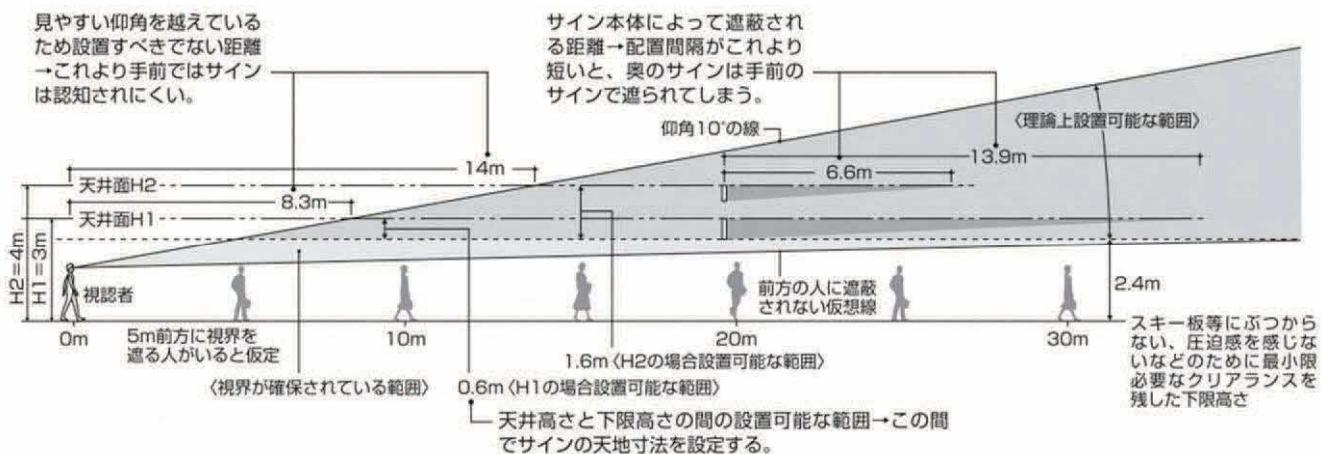
サイン機能種別	一般的な設置形式の選択肢
誘導サイン (施設の方向を指示する情報)	吊下型・突出型
位置サイン (施設の位置を告知する情報)	吊下型・突出型・ボーダー型
案内サイン (位置の関係を図解する情報)	壁付型・自立型

※出典：交通エコロジー・モビリティ財団
「交通拠点のサインシステム計画ガイドブック」(1998年3月)

【参考:サインの設置範囲例】

〈遠距離視認型サインの設置範囲例〉

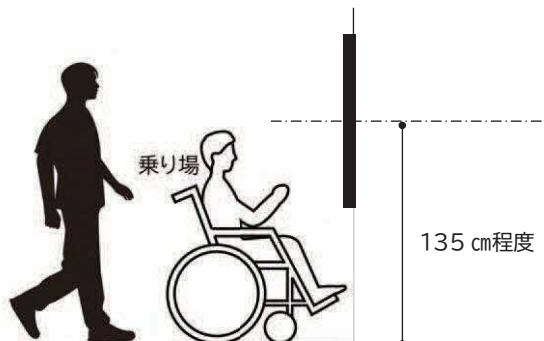
遠距離視認型のサインの本体外形を決定する基本的な外因条件は、空間上の制約のもとで見やすいスペースがどのくらいあるかということであり、1) 前方の歩行者に遮蔽されないで仰角10°以内に視界が確保された範囲、2) 器具下に一定のクリアランスを残した下限高さより上の範団、3) 天井面で決定されるその下の範団、の3条件に囲まれたスペースが実際に設置可能な範団となる。したがって、この中に入る大きさがサイン本体の天地寸法の条件となる。



〈近距離視認型サインの設置例〉

近距離視認型のサインは、通常の立位の人と車いす使用者が、共通して視認できる掲出高さと器具寸法を設定する必要がある。近距離型のサインを共通して視認できる掲出高さは、床面からサイン表示面の中心までの距離を、双方の視点の中間である135 cm程度となる。

立位の視点の高さ:床面より 156 cm
車いすの視点の高さ:床面より 117.5 cm



*出典:公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編(2019年10月)

【参考:サインの見やすさの条件】

〈サインの見やすさの条件〉

1. 大きさ	①文字の大きさ
	②図形の大きさ
	③線の太さ
	④表示面の大きさ
2. 形 状	①書体の可読性
	②図形の弁別性
3. 明るさ	③図形の複雑さ
	①表示面「地」の明るさ
	②文字・図形・線【図】の明るさ
4. 対 比	①図と地の輝度対比
	②図と地の色相対比
5. 動 き	③図と地の明度対比
	④図と地の彩度対比
	⑤図と地の面積対比
	①移動の速さ
	②凝視できる時間
	③動く視対象までの距離

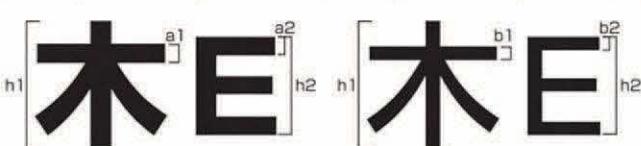
〈表示面の基本的な設計条件〉

視認距離	遠距離視認	吊下型等の誘導サイン 吊下型等の位置サイン	20~30m
	中距離視認	壁付型等サブ誘導サイン	4~5m
	近距離視認	壁付型等の案内サイン	1~2m
視 力	両眼矯正 0.5		

〈システムによる書体選択のめやす〉

*システム=画線の太さ

遠・中距離視認型のサイン	近距離視認型のサイン
文字高h 和文システムa1 英文システムa2 100% 12~14% 14~16%	文字高h 和文システムb1 英文システムb2 100% 9~11% 11~13%



(太ゴシック体)

(中ゴシック体)

〈文字の大きさの選択のめやす〉

遠距離視認型のサイン	中・近距離視認型のサイン
視認距離 和文文字高 h1 英文文字高 h2	視認距離 和文文字高 h1 英文文字高 h2
30m 120mm以上 90mm以上	4~5m 20mm以上 15mm以上
20m 80mm以上 60mm以上	1~2m 9mm以上 7mm以上
10m 40mm以上 30mm以上	

〈色彩の設定のめやす〉

地 の 色 (表示面の色)	・白地黒文字又は黒地白文字が最も明度差が大きく、白又は黒を選択するのが基本であり、そのどちらを選択するかは、周辺環境条件や表示面デザインの方法によって異なる。 ・図の色を地色と対比的に選択する場合、少なくとも5段階以上の明度差を確保する必要がある。
色 彩 設 定	・社会コードとして普及している色はできるだけそれに倣う。 ・「出口」を示す黄色、「禁止」を示す赤色などはJISの安全色基準で定められている。

*出典:交通エコロジー・モビリティ財団
「交通拠点のサインシステム計画ガイドブック」(1998年3月)

【参考:カラーユニバーサルデザインの導入】

印刷物やサインなどを作成する際に、できるだけ多くの人に見やすくわかりやすい情報を提供するため、「カラーユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れることが必要です。

カラーユニバーサルデザインとは、2色以上の色を使うときや写真などの上に文字をのせるときには、できるだけ多くの人が見分けることができる色づかいを行い、その上で、形や塗り分けなどを併用することで、「読めない」、「使いづらい」といった状態を解消し、できるだけ多くの人に情報が正確に伝わるようあらかじめ配慮する取組です。

<カラーユニバーサルデザインチェックリスト>（一部抜粋）

- 背景と文字にははっきりとした明暗の差(コントラスト)をつける。
- 「濃い赤」は「黒」や「こげ茶色」と見分けにくい。
「赤」と「黒」を組み合わせる場合は、濃い赤ではなく「赤橙」を使用する。「濃い赤」を使用したい場合は、黒ではなく「明るい灰色」や「青」などを使用する。
- 「黄緑」は「黄色」と見分けにくいのでこの2色は組み合わせない。
- 「黒」「青」「緑」色の背景の上に、赤で書かれた文字をのせると文字が非常に読みにくい。

<カラーユニバーサルデザインの3つのポイント>

1.できるだけ多くの人に見分けやすい配色を選ぶ。	色を変える	色を組み合わせる時に彩度の低い(パステル調)色同士を選ぶと、色弱者にとっては色の違いがわからなくなります。彩度は「高い色」と「低い色」を組み合わせ、明度は「明るい色」と「暗い色」を組み合わせると見分けやすくなります。
	色の濃淡・明暗の差(コントラスト)をつける	背景の色と文字の色に明暗の差をつけると見分けやすくなります。また、同色系でも濃淡の差をつけるだけでも見分けやすくなります。
2.色を見分けにくい人にも情報が伝わるようにする。	文字や線を太くする	線や文字に色をつけるときは色の区別がつきやすいように面積を少しでも広くします。(太文字、大きい文字)
	形を変える	形を変えたりマークを併用すると、色弱者にも情報が伝わりやすくなる。形やマークの大きさはできるだけ大きくし、色の違いがわかりやすいように配慮します。
	ハッチング(模様)をつける	地図などの塗りつぶす面積が広い場合は、斜線やドットなどのハッチングをつけると、色の違いが見分けられない場合でも、情報が伝わりやすくなります。
3.色の名前を用いたコミュニケーションを可能にする。	色名をつける	「赤い線に沿って進んで下さい」と表示してあっても、色弱者にはどの線が赤なのかわからない場合があるので線にも色の名前を記入しておくとわかりやすい。
	色名以外の情報で対応する	受付などを用件にあわせて色分けする場合は、番号も併記します。

【参考:確認方法】

白黒でコピーしても内容が識別できるか確認する。また、カラーユニバーサルデザインのチェックツールで確認する方法もあります。

チェックツールには有償・無償等さまざまなタイプがあるので、用途に合わせ使い分けます。

主なチェックツール	備考
「UDing™デザイナ」	東洋インキ株式会社が有償配布しているツールで、それぞれ色弱者の見分けにくい色をチェックしながら色の組み合わせを決めたり、配色できるソフト。
色のシミュレータ 2.0	浅田一憲氏が開発し、無償で配布され iPhone、Android、コンピュータのブラウザなどに対応している。内蔵カメラや静止画(コンピュータのみ)の動画を CPDT 型に変換し保存することもできます。 http://asada.tukusi.ne.jp/
「Illustrator」「Photoshop」CS4	アドビシステムズ株式会社から販売されている Adobe Photoshop 及び Illustrator の CS4 以降のバージョンには全世界標準で CUD ソフトプルーフ(疑似変換)機能がつけられました。

注意:多くの「視覚シミュレーション」は、色弱者(強度)の色の見分けにくさを表現したものであり、色弱者が感じている色を完全に再現したものではありません。

【参考資料】

色弱者の見え方は鳥取県が発行している「カラーユニバーサルデザインガイドブック」を参考にします。
また、色の選び方は「カラーユニバーサルデザイン推奨配色セット」も参考になります。

カラーユニバーサルデザイン推奨配色セット ver.4

概要版

2018年4月 改定

*無断修正・転載禁止

多様な色覚に配慮し、色で情報を伝えるためのカラーパレットです。

塗装・印刷・画面表示の用途別にご活用ください。

色名

日塗工色票番号
(参考マンセル値)

C,M,Y,K値
(参考マンセル値)

R,G,B値

塗装用：日塗工色票番号／参考マンセル値

印刷用：CMYK値(4色プロセスカラー印刷、Japan Color準拠)

画面用：RGB値(sRGB準拠ディスプレイ)

*Ver.3から数値を一部変更しました。

アクセントカラー

サイン・グラフなど小面積を目立たせる高彩度色

赤	J08-50V (8.75R 5/12)	0,75,90,0 255,75,0
黄色	J27-85V (7.5Y 8.5/12)	0,0,100,0 255,241,0
緑	J46-60T (6.25G 6/10)	75,0,65,0 3,175,122
青	J72-40T (2.5PB 4/10)	100,45,0,0 0,90,255
空色	J69-70P (10B 7/8)	55,0,0,0 77,196,255
ピンク	J02-70T (2.5R 7/10)	0,55,35,0 255,128,130
オレンジ	J15-65X (5YR 6.5/14)	0,45,100,0 246,170,0
紫	J89-40T (10P 4/10)	30,95,0,0 153,0,153
茶色	J09-30H (10R 3/4)	55,90,100,0 128,64,0

代替色：塗装用のみ

代替黄	J27-90P (7.5Y 9/8)
-----	-----------------------

代替緑	J45-60L (5G 6/6)
-----	---------------------

アクセントカラーが鮮やかすぎる場合に使えるやや彩度を落とした色です。

ベースカラー

案内図・地図など広い面積の塗り分けに用いる低・中彩度色

明るいピンク	J05-80L (5R 8/6)	0,25,15,0 255,202,191
クリーム	J25-90H (5Y 9/4)	0,0,40,0 255,255,128
明るい黄緑	J32-80P (2.5GY 8/8)	25,0,80,0 216,242,85
明るい空色	J69-80H (10B 8/4)	30,0,0,0 191,228,255
ベージュ	J19-75L (10YR 7.5/6)	0,25,45,0 255,202,128

無彩色

文字や細い線の印刷に用いる黒は、版ズレを考慮してC,M,Y,K=0,0,0,100をご指定ください。

ベースカラー

白

明るいグレー

グレー

黒

明るいピンク

クリーム

オレンジ

緑

青

空色

茶色

ピンク

黄色

紫色

青

空色

茶色

明るいピンク

クリーム

オレンジ

緑

青

空色

</div

■ 基本的な考え方

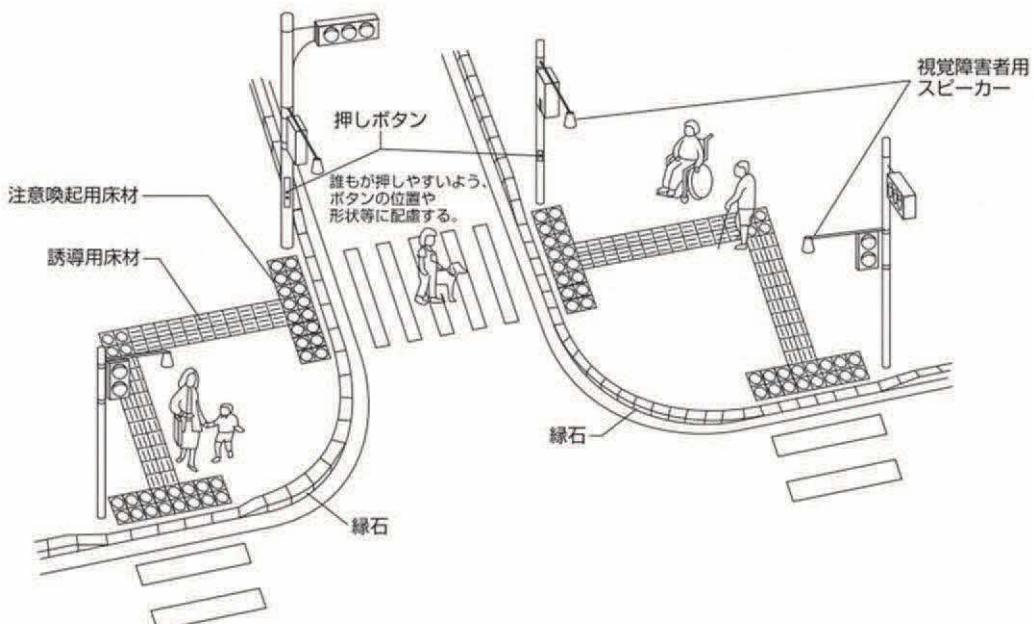
信号機は、視覚障がい者や高齢者・障がい者等を含む誰もが安全に誘導され、かつ、利用しやすいものとすることが望まれます。

■ バリアフリー整備基準の解説

<バリアフリー整備基準>

項目	解説	図番号
◎ 音響信号機	<ul style="list-style-type: none"> ●人通りの多い場所や付近に視覚障がい者の学校・施設等があるなど、視覚障がい者の横断需要がある場所には、音響信号機の設置が望ましい。 ●音源近くには、視覚障害者誘導用床材・注意喚起用床材を敷設する。 ●音響は、方向性が認識しやすい鳴き交し式などが望ましい。 ●視覚障がい者や高齢者等が安全に横断できるよう、必要に応じて、歩行者の「青」の時間を調整する必要がある。 	【図1】
◎ 押しボタン式信号機	<ul style="list-style-type: none"> ●押しボタン式信号機は、誰もが使用しやすいよう、ボタンの位置や形状等に配慮する。 	

図1 信号機(音響信号機)の例



■ 基本的な考え方

公衆電話は、高齢者・障がい者等を含む誰もが利用できる通信手段とするため、車いす使用者や視覚障がい者、難聴者などに配慮した構造・設備とすることが望まれます。

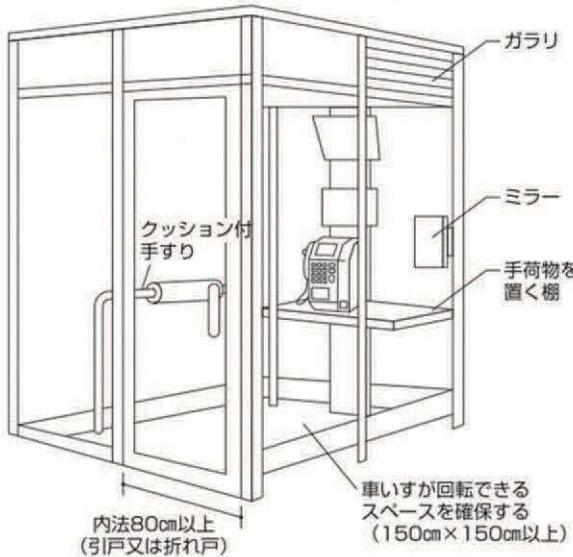
■ バリアフリー整備基準の解説

<バリアフリー整備基準>

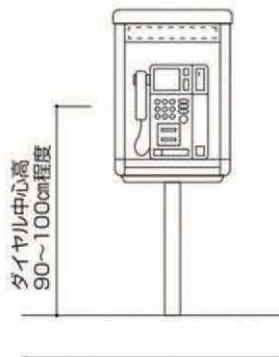
項目	解 説	図番号
◎ 公衆電話所	<ul style="list-style-type: none"> ●出入口の内法は80cm以上確保する。 ●出入口の戸は、車いす使用者が開閉しやすい構造とする。 ●車いすが回転できるスペース(150cm×150cm以上)を確保する。 ●松葉杖使用者などの歩行困難者の利用に配慮して、必要に応じて手すりを設置する。 ●電話機は、車いす使用者が利用しやすい高さ(ダイヤル中心高 90cm～100cm程度)とともに、電話台の下部には、車いすで接近できるスペースを確保する。 ●電話機は、視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮した機能を有するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 視覚障がい者対応 :カード挿入口に点字標示等 ✓ 聴覚・言語障がい者対応 :音量増幅装置、公衆ファックス等 	【図1】

図1 公衆電話所の例

<ボックス型の参考例>



<キャビネットの参考例>



■ 基本的な考え方

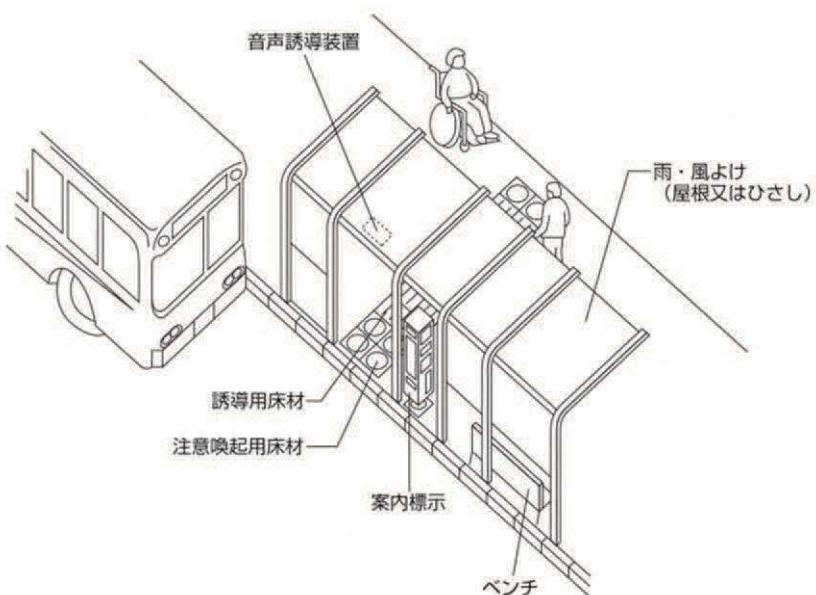
バス停留所は、高齢者・障がい者等が安全に支障なく利用できる構造とするとともに、乗り場へのアプローチや雨天時でも利用しやすいように配慮することが望されます。

■ バリアフリー整備基準の解説

<バリアフリー整備基準>

項目	解 説	図番号
◎停留所	<ul style="list-style-type: none"> ●停留所には、雨・風よけのため、屋根や庇を設置する。 ●停留所に至る経路には、視覚障害者誘導用床材・注意喚起用床材を敷設する。 ●視覚障がい者等を目的の停留所まで安全かつ確実に誘導するために、音声誘導装置の設置が望ましい。 ●車いす使用者等のためにも、十分な待合いスペースを確保する。 ●案内板には、バス停留所名・行き先・運行系統・時刻表などを見やすい文字や絵などで標示するとともに、点字による標示も併せて行う。 ●高齢者等に配慮して、ベンチを設置する。 ●低床バス(ノンステップバス・ワンステップバス)等の乗降が容易となるため、停留所は必要に応じてマウントアップ構造とすることが望ましい。 	【図1】

図1 バス停留所の例



■ 基本的な考え方

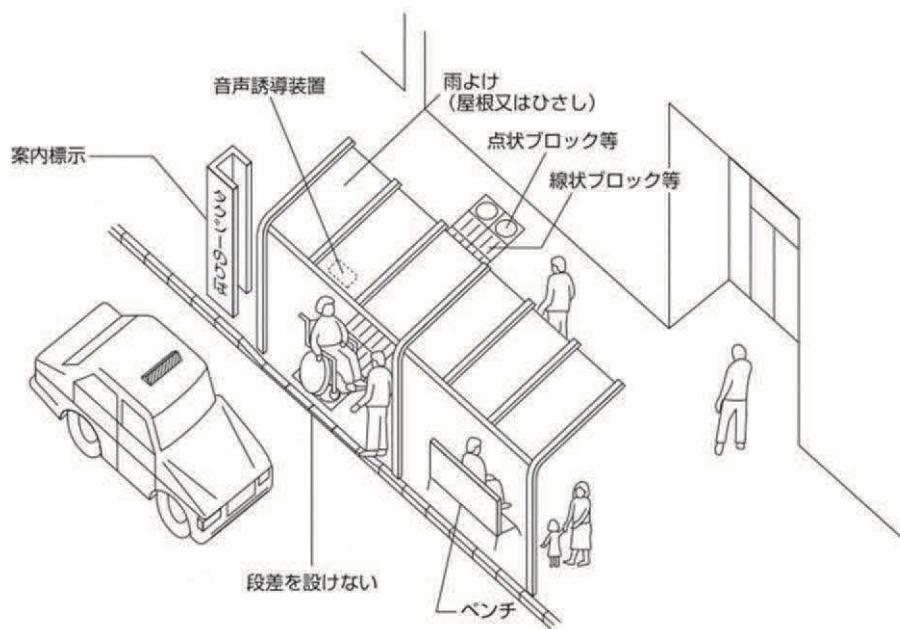
タクシー乗り場は、高齢者・障がい者等が安全に支障なく利用できる構造とするとともに、乗り場へのアプローチや雨天時でも利用しやすいように配慮することが望されます。

■ バリアフリー整備基準の解説

<バリアフリー整備基準>

項目	解説	図番号
◎ タクシー乗り場	<ul style="list-style-type: none"> ●ターミナル駅となる駅前のタクシー乗り場などには、雨よけとなる屋根やひさしを設置する。 ●車いす使用者が乗降しやすいうように、車道と乗り場の境界には段差を設けない(緩やかな切り下げなど)。 ●乗り場に至る経路には、視覚障害者誘導用床材・点状ブロック等を敷設する。 ●視覚障がい者等を乗り場まで安全かつ確実に誘導するために、音声誘導装置の設置が望ましい。 	【図1】

図1 タクシー乗り場の例



■ 基本的な考え方

自動販売機は、車いす使用者や視覚障がい者等を含む誰もが利用しやすいものとなるよう、操作ボタンや取り出し口の位置などへの配慮が望まれます。

■ バリアフリー整備基準の解説

<バリアフリー整備基準>

項目	解説	図番号
◎ 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ●通行の支障とならない位置に設置する。 ●コイン投入口や操作ボタン、取り出し口は、車いす使用者等に配慮した高さとする。 ●視覚障がい者に配慮して、操作ボタンには、品目や金額などの点字標示を行う。 ●高齢者等に配慮して、わかりやすく大きな文字での標示が望ましい。 	【図1】

図1 自動販売機の例

